

○譲渡許可証又は譲受許可証の再交付

(第 17 条第 8 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第 17 条第 8 項
処分の概要	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令第 12 条(猟銃用火薬等) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 7 条 (譲渡許可証等の再交付の申請等)、同第 13 条(申請及び届出の手續)
審査基準	
標準処理 期間	1 日
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分 等	警察署長